

# 北砂三・四・五丁目地区 まちづくりルール（地区計画） の導入に向けた アンケート調査票

第3回



KOTO City in TOKYO  
スポーツと人情が熱いまち 江東区

地区の防災性の向上と住環境の改善のために、まちづくりルール（地区計画）の導入に向けて取組みを行っています。本アンケートの設問は、その「まちづくりルール（地区計画）の素案」の内容になります。

## ■ご回答に際してのお願い

- 本アンケート調査票と同封の「北砂三・四・五丁目地区まちづくりルール（地区計画）のガイド」をご一読ください。
- 本アンケート調査の内容について不明な点や疑問については、アンケート期間中に開催される「まちづくりルール（地区計画）導入に向けた説明会」にご参加ください。開催日時・場所は同封の説明会案内に記載されていますのでご一読ください。



まちづくりルールのガイド

説明会の案内

## ■ご回答方法

- ご回答方法は、**以下の4つのうち、いずれか1つ**を選択してください。
  - ① **郵送** 同封の回答ハガキにご記入の上、ご投函ください。
  - ② **FAX** 同封の回答ハガキにご記入の上、下記 FAX 番号にご送付ください。  
⇒FAX 番号： 03-3647-9009
  - ③ **WEB** 右記の Web ページ（QR コード）からご回答ください。
  - ④ 地区内に設置されている **回収BOX** にご投函ください。



Web ページ

回収 BOX 設置場所：砂町文化センター、砂町区民館

不燃化相談ステーション（北砂四丁目24番3号 宗清水ビル2階）

**回答期限 令和2年2月17日（月）まで**

【設問 1】 同封の「北砂三・四・五丁目地区まちづくりルール（地区計画）のガイド」をご覧ください、内容についてご理解いただけましたか。

- ① 十分理解した      ② ある程度理解した      ③ 理解できなかった

## 【設問 2】 建築物等の用途の制限 （地区全体）

**地区全体** において、

性風俗関連特殊営業における「店舗型性風俗特殊営業」を営む物を建築できないこととします。

既に以下の法令、条例にて規制されている地区では、上記の用途の建物は規制されており、建築することはできません。

- ・建築基準法令にて定められた「用途地域内の建築物の用途制限」がなされた地域
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」



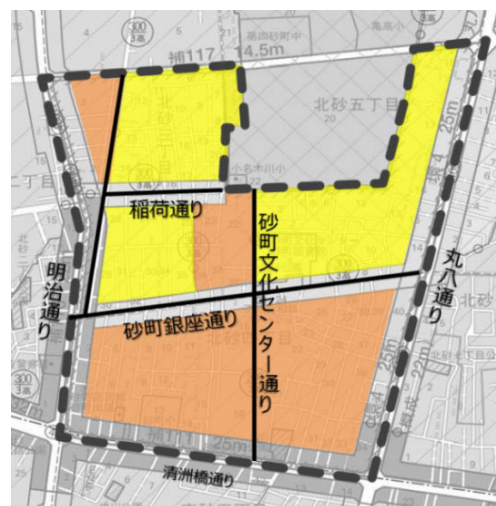
- ① ルールを定めるべき      ② ルールはいらない      ③ よくわからない

## 【設問 3】 建築物等の用途の制限 （複合住宅地区）

**複合住宅地区** において、

マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等を建築できないこととします。

「住宅地区」では、既に上記の用途の建物は規制されており、建設することはできません。



- ① ルールを定めるべき      ② ルールはいらない      ③ よくわからない

## 【設問 4】 建築物の敷地面積の最低限度 (地区全体)

**地区全体**において、建築物の敷地面積の最低限度を60m<sup>2</sup>以上に定めます。

～ 解説 ～

### 【ルール導入の効果】

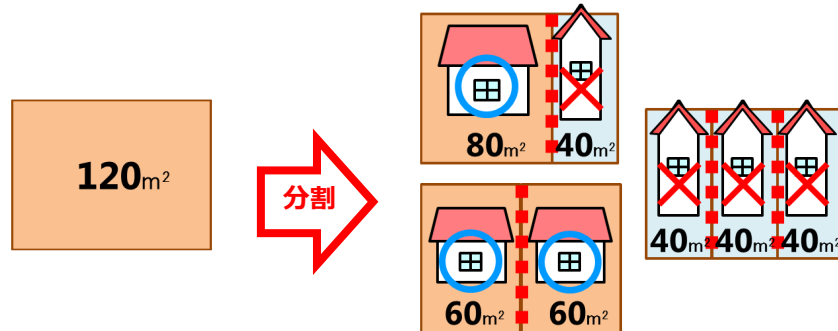
- 建物の密集を防いで災害時に延焼しにくく、安全で良好なゆとりのある住環境をつくれます。

### 【ルール導入後】

- 新たに敷地を分割する場合に適用されます。

※敷地を分割することはできますが、60m<sup>2</sup>未満の敷地には建築物は建築できません

例) 敷地が  
120m<sup>2</sup>の場合



- 以下のいずれかに該当する土地については、ルールの適用が除外されます。

- ・ルール導入時点で、敷地面積が60m<sup>2</sup>に満たない場合
- ・敷地を集約化しても、敷地面積が60m<sup>2</sup>に満たない場合
- ・公共施設（道路等）の整備に協力して、面積の減少した敷地で建築する場合

- ① ルールを定めるべき    ② ルールはいらない    ③ よくわからない

## 【設問 5】 垣又はさくの構造の制限 (地区全体)

**地区全体**において、道路に面して設ける垣又はさくの構造は、原則として、**生け垣やフェンス等**にすることを定めます。

～ 解説 ～

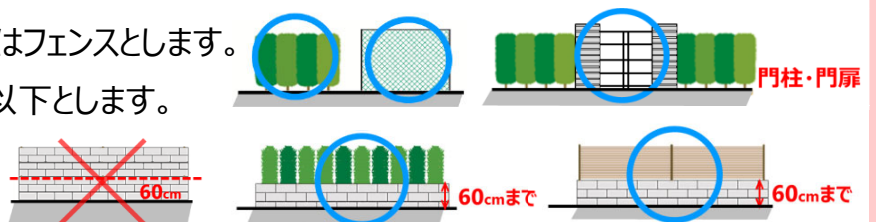
### 【ルール導入の効果】

- 災害時に塀が倒れて道路が塞がることを防ぎ、緊急車両の通行や避難がしやすくなります。

### 【ルール導入後】

- 道路に面する垣やさくは生け垣又はフェンスとします。

- ブロック塀の設置高さは60cm以下とします。



- ① ルールを定めるべき    ② ルールはいらない    ③ よくわからない

最後に、ご自身についてお答えください。

【設問 6】 あなた（世帯主の方）の年齢は、どの年代にあてはまりますか。

- ① 30 歳以下      ② 40 歳代      ③ 50 歳代  
④ 60 歳代      ⑤ 70 歳代      ⑥ 80 歳代以上

【設問 7】 あなたは、地区内に土地・建物を所有していますか。

- ① 土地と建物を所有      ② 建物のみを所有  
③ 土地のみを所有      ④ 部屋又は家を借りている

【設問 8】 設問 7 で①～③と回答した方に伺います。

あなたが土地・建物を所有している場所はどこですか。

※異なる場所に複数所有している場合は、複数選択してください。

- ① 三丁目      ② 四丁目      ③ 五丁目

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

本アンケート調査の内容についてご不明な点や疑問がございましたら、同封の説明会案内に記載されている「まちづくりルール（地区計画）の導入に向けた説明会」にご参加ください。

#### <問い合わせ先>

江東区都市整備部地域整備課不燃化推進係

【電話】 03-3647-9491（直通）

【FAX】 03-3647-9009

【Eメール】 tiikiseibi@city.koto.lg.jp

【住所】 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

